

川崎市総合都市交通計画庁内推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市総合都市交通計画の着実な推進に向け、関係各室、課等が所管する施策の進捗状況を把握するとともに、必要な庁内調整を行うため、川崎市総合都市交通計画庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川崎市総合都市交通計画に係る施策の進捗状況の把握、成果の確認
- (2) その他川崎市総合都市交通計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 庁内推進会議は、別表の職にあるものをもって組織する。

- 2 庁内推進会議の議長は、まちづくり局交通政策室長をもって充てる。
- 3 議長は、議長が必要と認めるときは、別表に掲げる者以外の出席を求めることができる。

(作業部会)

第4条 庁内推進会議の所掌事務を円滑に遂行するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の部会員は、庁内推進会議委員が指名した者を充てることができる。
- 3 作業部会に部会長を置き、まちづくり局交通政策室担当課長をもって充てる。

(事務局)

第5条 庁内推進会議の事務局は、まちづくり局交通政策室に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営について必要な事項は、議長が庁内推進会議に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月28日から施行する。
- 2 川崎市総合都市交通計画庁内検討会議設置要綱（平成22年6月8日施行）は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和5年5月25日から施行する。

別表（第3条関係）

所属・職名	
総務企画局	都市政策部企画調整課担当課長
	公共施設総合調整室担当課長
	行政改革マネジメント推進室担当課長
財政局	財政部財政課担当課長（財政計画担当）
市民文化局	市民生活部地域安全推進課長
環境局	総務部企画課長
健康福祉局	総務部企画課長
まちづくり局	総務部企画課長
	交通政策室担当課長（交通計画）
建設緑政局	総務部企画課長
港湾局	港湾経営部経営企画課長
臨海部国際戦略本部	拠点整備推進部担当課長
危機管理本部	危機対策部担当課長
交通局	企画管理部経営企画課長
まちづくり局	交通政策室長【議長】